

浄化槽検査手数料改定のお知らせ

平素より浄化槽法定検査へのご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、浄化槽法第11条に定められた毎年1回の定期検査の検査手数料(20人槽以下)を、「令和3年度」法定検査(令和3年4月1日より実施)から下記のとおり改定させて頂くこととなりましたので、ここに謹んでお知らせ申し上げます。

今後とも指定検査機関として誠心誠意努力して参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日：令和3年4月1日(令和2年度の検査手数料には変更ありません)
2. 改定内容：浄化槽法第11条検査(定期検査)に基づく検査手数料(20人槽以下)
3. 現行検査手数料：3,800円
4. 改定検査手数料：4,100円(令和3年4月1日以降に実施する検査より)

今回の改定は浄化槽法第11条検査のうち20人槽以下のみの改定となります。

三重県知事指定検査機関

一般財団法人 三重県水質検査センター

津市栄町3丁目119番地

TEL:059-213-0707 FAX:059-213-0708